## 〇総務省令第四号

電 波 法 昭 和 + 五 年 法 律 第 百三十一 号) 0) 規 定 に 基づ き、 及 び 同 法 を実 施するた め、 電 波法 施行

規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 0) よう に 定 め る。

平成三十年二月一日

総務大臣 野田 聖子

電 波 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 を 改 正 す る 省 令

(電波法施行規則の一部改正)

第 条 電 波 法 施 行 規 則 昭 和 + 五 年 電 波 監 理 委 員 会 規 則 第 + 兀 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

規 次 定  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 傍 に ょ 線 り、 を 付 改 L た 正 部 前 欄 分  $\mathcal{O}$ 12 ょ 掲 う げ に る 改 規 定  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 傍 改 線 正 前 を 欄 付 及 び た 改 部 正 分 を 後 ک 欄 12 れ 12 対 応 順 次 L 7 対 掲 応 げ す る る そ 改 正  $\mathcal{O}$ 標 後 欄 記 部 12 分 掲 に げ

る

重 傍 線 を 付 L た 規 定 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 条 に お 1 7 対 象 規 定 لح 1 う。 は、 そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 が 同  $\mathcal{O}$ ŧ

撂  $\mathcal{O}$ げ は 当 る 対 該 象 対 規 象 定 規 を 定 改 を 正 改 後 正 欄 後 に 欄 掲 に げ 掲 げ る 対 る 象 Ł 規  $\mathcal{O}$ 定  $\mathcal{O}$ と ょ う 7 に 移 改 め、 動 し、 そ 改  $\mathcal{O}$ 標 正 前 記 欄 部 分 に 掲 が げ 異 る な る 対 象 ŧ 規  $\mathcal{O}$ 定 は で 改 改 正 正 前 後 欄 欄 に

に n 12 対 応 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 掲 げ 7 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は れ を 削 り、 改 正 後 欄 12 撂 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄

に れ に 対 応 す る ŧ  $\mathcal{O}$ を 掲 げ 7 1 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ は これ を 加 え る

(備付けを要する業務書類 改 正 後 (備付けを要する業務書類 改 IE. 前

第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表 の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

注一 ()を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第二 を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明し 項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合 書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。 たもの(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出

の他の機器を備え付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場 することができない方法をいう。以下同じ。)により記録されたものとすることができる (2)を付した書類及び(3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機そ )については、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識

合は、この限りでない。

- る場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについ ては、その掲示を要しない。 船舶局、無線航行移動局又は船舶地球局にあつては、 前項の免許状は、主たる送信装置のあ
- 御地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)に同項の免許状を備え付けなければな 球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制 は気象援助局にあつては、第一項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地 ュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)若しく にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチ 上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、陸

第三十八条 [同上]

注一 ()を付した書類は、免許規則第八条第二項(同規則第十二条第三項、第十五条の四第 を含む。)の規定により総務大臣又は総合通信局長が提出書類の写しであることを証明し 項、第十五条の五第二項、第十五条の六第二項及び第十九条第二項において準用する場合 書類の写しに係る電磁的記録を含む。)とする。この場合において、当該書類が電磁的方 たもの(同規則第八条第二項ただし書の規定により申請者に返したものとみなされた提出 示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。ただし いう。以下同じ。 第六項に規定する方法による場合は、 (電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法を )により記録されたものであるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表 この限りでない。

二(2を付した書類及び3)を付した書類(第五項に規定する総務大臣の認定するものを含む ない。 。)については、電磁的方法により記録されたものとすることができる。この場合におい 付けておかなければならない。ただし、第六項に規定する方法による場合は、この限りで ては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え

## 三同上

ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない

3 地球局」という。)の無線設備の設置場所とする。)に第一項の免許状を備え付け、 局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御 は気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球 ュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)若しく にのみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチ 上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中 SAT地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務 大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。 発給する証票を備え付けなければならない。 務大臣が別に告示するところにより、 遭難自動通報局(携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。)、船上通信局、 電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、 その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局 携帯移動地球局及びV

第五十二条 [略] 3 第四十五条の三 第四十三条の六 第五十二条の二 [削る] 4 5 10 5  $\overline{2}$ [2·3 略] 船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由し 難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十三号に規定するものを除く。)又は て所轄総合通信局長に提出することを妨げない 電子計算機その他の機器を用いて再生できなければならない。 ることができる。この場合においては、前項後段の規定にかかわらず、 及び(5)、同条第二項第一号(2)並びに同項第二号(2)に掲げる事項については、 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。 (書類の提出) (備付けを要する書類) 前項第二号の無線業務日誌に記録する事項のうち、 略 略 削除 略 第四十条第一項第一号(2) 当該記録を必要に応じ 音声により記録す (四を除く 第五十二条 [同上] 3 第四十五条の三 第四十三条の六 第五十二条の二 [新設] 5 [2] 同上] [4~10 同上] [2・3 同上] 六 五. 兀 船舶地球局に係るものについては、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由し 難自動通報局、無線航行移動局(第四十一条の二の六第十二号に規定するものを除く。)又は 電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。 することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる に告示する電磁的方法により記録し、提出することができる。 て所轄総合通信局長に提出することを妨げない。 検査実施報告書であつて船舶局(第四十一条の二の六第八号に規定するものを除く。 (電磁的方法により記録することができる提出書類等) (書類の提出) 第一項第二号に規定する添付書類の写し及び前項の書類については、電磁的方法により記録 き添付する書類 (備付けを要する書類) 同上 同上 第四十二条の規定に基づき添付する文書 第三十九条第三項の規定に基づき報告する書類 第四十六条第一項(第四十六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づ 第四十五条の三第二項の規定に基づく証明の申請書に添付する書類 第四十三条の四の規定に基づき届け出る書類 第四十三条の三第一項の規定に基づき届け出る書類 第四十二条の三の規定に基づき報告する書類 第四十三条の三第二項の規定に基づき報告する書類 第四十三条の二第一項から第三項までの規定に基づき届け出る書類 第四十三条第一項から第三項までの規定に基づき届け出る文書 第四十六条の六の規定に基づき提出する資料 第四十六条の三第四項の規定に基づき届け出る書類 第四十六条の八第一項の規定に基づき届け出る書類 次の各号に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別 同上 同上

備考				
表中の[				
]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注				
記で	十七	十六	十五	十四四
ある。	第五十条の七第二項の規定に基づき届け出る書類	第五十条の七第一項の規定に基づく承認の申請書に添付する書類	第五十条の四第一項の規定に基づき添付する書類	第四十六条の十の規定に基づき提出する資料

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二 条 無 線 局 免 許 手 続 規 則 昭 和 <u>二</u> 十 五. 年 · 電 波 監 理 委員 会規 則 第 十五五 号) の — 部 を 次 0 ように 改 正

する。

次  $\mathcal{O}$ 表に より、 改 正 前 欄 に 掲 げ Ź 規 定  $\mathcal{O}$ 傍線 を付 L 又 は 破 線 で 开  $\lambda$ だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る

改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 囲  $\lambda$ だ 部 分  $\mathcal{O}$ よう ĺ 改 め、 改 Ē 前 欄 12 撂 げ るそ  $\mathcal{O}$ 標

記 部 分 に ニ 重 傍 線 を 付 L た 規 定 は、 これ を削 る。

		「第一章~第六章 略]   「第一章~第六章》   「第一章~第六章》   「第一章》   「第	改正後
する書類 する書類 (同条第三項及び第二十八条の二において準用する場合を含む。)の 大 第十六条の規定により再免許申請書に添付する書類 人 第二十条の八の規定により再免許申請書に添付する書類 十二 第二十三条の二の規定によがき提出する書類 十二 第二十四条の三第一項の規定に基づき提出する書類 十二 第二十四条の四に規定する書類 十二 第二十四条の四に規定は基づき提出する書類 十二 第二十四条の四に規定は基づき提出する書類 十二 第二十四条の四に規定は基づき提出する書類 十二 第二十四条の四に規定は基づき提出する書類 十二 第二十四条の四に規定は基づき提出する書類 十二 第二十四条の四に規定は基づき提出する書類 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	:十十六五四う方条的八	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	改正前

	備考 表中の[ ]の記載は注記である。
二十一 第三十一条第二項の規定により申請書に添付する書類	
二十 第三十条の規定に基づき提出する文書	
十九 第二十九条第一項の規定により申請書又は届書に添付する書類	
十八 第二十八条第二項の規定に基づき提出する書類	
十七 第二十五条の四第一項の規定により申請書に添付する開設計画	
十六 第二十六条第二項の規定により申請書に添付する書類	
十五 第二十五条の二の規定に基づき提出する書類	

(無線従事者規則の一部改正)

第三 条 無 線 従 事 者 規 則 平 成 年 郵 政 省 令 第 十八 号) の 一 部 を 次  $\mathcal{O}$ よう に 改 正 す る。

定  $\mathcal{O}$ 次 破  $\mathcal{O}$ 線 表 で に ょ 囲 り、  $\lambda$ だ 部 改 正 分  $\mathcal{O}$ 前 よう 欄 に に 撂 改 げ め、 る 規 改 定 正  $\mathcal{O}$ 破 前 欄 線 に で 掲 囲 げ  $\lambda$ る だ そ 部  $\mathcal{O}$ 分 をこ 標 記 部 れ 分 に に二 対 応 す 重 傍 る 線 改 を 正 付 後 欄 L に た 掲 規 定 げ る は 規

これを削る。

改正後	改 正 前
目次	目次
草~第八章 略]	章~第八章 同上
第九章 指定試驗機関(第八十五条—第九十六条)	第十章 准則(第九十七条) 第九章 指定試驗機関(第八十五条—第九十六条)
附則	附則
[削る]	第十章 雑則
	(電磁的方法により記録することができる提出書類)
	第九十七条 この規則の規定に基づき総務大臣又は総合通信局長に提出する申請書等の書類のう
	ち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法により記録し、提出す
	ることができる。
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

登 録 検 査 等 事 業 者 等 規 則  $\mathcal{O}$ \_\_ 部 改 正

第

兀 条 登 録 検 査 等 事 業 者 等 規 則 亚 成 九 年 郵 政 省 令 第 七 十六 号) の 一 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

又 は 次 破  $\mathcal{O}$ 線 表 で に 囲 ょ ŋ W `` だ 改 部 分 正 を 前 ک 欄 に れ 12 掲 順 げ 次 る 対 規 応 定 す  $\mathcal{O}$ 傍 る 改 線 正 下 後 欄 線 を に 含 掲 げ む る 以 規 定 下 \_  $\mathcal{O}$ 傍  $\mathcal{O}$ 線 条 を に 付 お 1 L 又 7 は 同 破 線 で 开 を  $\lambda$ 付 だ L

部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 め、 改 正 前 欄 12 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に 二 重 傍 線 重 下 線 を 含 む 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 条 に お

1 て 同 じ を 付 L た 規 定 以 下 ک  $\mathcal{O}$ 条 に お 11 て 対 象 規 定 と 1 う。 は、 ک れ を 削 り、 改 正

後

欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 は、 ک れ を 加 え る。

[第三 略]				二 去第七十三条第四頁の点倹	[一略]	点検の種別	第二 法第六十条の時計及び備付書類	[第一 略]	別表第七号 登録検査等事業者等が行	[第三 略]	[三・四略]	二 無線局免許状の備付け (船舶	[一 略]	第二 法第六十条の時計及び備付書類	[第一 略]	十六条第一項関係)	別表第五号 登録検査等事業者(点検												[削る]		附則	則 (第二	[第一章~第四章 略]	目次	
	[ハ・ニ 略]	び船舶地球局にあっては、掲示)	ロ 無線局免許状の備付け (船舶局、無線航行移動局及し、 )	「イ 恪」		点検の項目			別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)			舶局、無線航行移動局及び船舶地球局にあっては、掲示)		1類			(点検の事業のみを行う者を除く。) が行う検査の実施項目 (第																		改正後
[第三 同上]			二、彩質十十三多質型耳の片板	二 去第七十三条第四項の点倹		点検の種別	第二 法第六十条の時計及び備付書類	[第一 同上]	別表第七号 登録検査等事業者等が行	[第三 同上]	[三・四 同上]	二 無線局免許状の備付け及び掲示	[一 同上]	第二 [同上]	[第一 同上]	十六条第一項関係)	別表第五号 登録検査等事業者	十 第十四条の規定に基づき提出する書類	九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類	八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類	七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類	六 第九条第二項及び第五項に規定する書類	五 第八条の規定に基づき提出する書類	四 第七条第一項の規定に基づき提出する書類	三 第六条第一項の規定に基づき提出する書類	二 第五条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類	一 第二条第二項及び第五項又は第三条第二項に規定する書類	する電磁的方法により記録し、提出	第二十四条 次の各号に掲げる書類の	(電磁的方法により記録することができる提出書類)	附則	_	[第一章~第四章 同上]	目次	
	[ハ・ニ 同上]		ロ 無線局免許状の備付け及び掲示して 同じ	「イー司上」		点検の項目			登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)			;示					(点検の事業のみを行う者を除く。) が行う検査の実施項目	る書類	提出する書類	提出する書類	定に基づき提出する書類	する書類	)書類	出する書類	出する書類	に基づき提出する書類	三条第二項に規定する書類	提出することができる。	次の各号に掲げる書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示	できる提出書類)		-四条)			改正前

別表第八号 点検結果通知書の様式 (第21条関係)

果通知書(総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ|果通知書(総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができ 法第10条第2項、第18条第2項及び第73条<u>第4項</u>の点検を<u>依頼した者宛て</u>通知する登録点検結

(1枚目)

又は予備免許を受けた者 点検を依頼した無線局の免許人

知し

の氏名又は名称 (注1) 登録檢查等事業者

프

汃

筷 澔 账

漸 出 ₩

併

П

Ш

登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局

点検員の氏名 登録番号

点検年月日 無線局の種別   点検場所 免許番号(注3)   職別信号 免許番号(注3)   職別信号 免許番号(注3)   第1 無線従事者の資格及び員数 資格名 資格名   2 選任されている無線従事者の従事事 3 船舶局無線従事者を選任している場合 注土無線従事者を選任している場合 は主任無額の事実 資格名 員数   4 主任無線従事者を選任している場合 は主任無額の事実 監督の事実 有口 無口   5 主任無線従事者を選任している場合 は主任講習の事実 講習の受講 年 月 日 受講   6 選難通信責任者の配置 配置 有口 無口 免除口   2 無線局免許状の備付け、記載内容及 保存 有口 無口 備付け (注5) 有口 無口 免除口   2 無線業務日誌の備付け、記載内容及 記載内容 偏付け (注5) 有口 無口 免除口   1 記載内容 保存 有口 無口 免除口					Ŭ														Am.			
無線局の種別 無線局の種別 気許番号(注3) 岩の資格及 資格名 員数 音の従事事 従事の事実 有□ 無□ (いる場合 監督の事実 有□ 無□ (いる場合 監督の事実 有□ 無□ 年 月 日 受講 配置 有□ 無□ 免除□ 正5) 情付け(注5)有□ 無□ 最付け(注5)有□ 無□ (保存 有□ 無□ (保存 有□ 無□ (保存 有□ 無□ (保存 有□ 無□ (保存 有□ 無□	び保存				2		は主任講習の事		は監督の事実		当該証明の効力		乗		び員数	1 選任されてい	1	点検	識別信号	点検場所		ジボ外のエケンボスで
(A)		の備付け、記載内容及		-		者の配置	<b></b>	<b>者を選任している場合</b>		者を選任している場合		<u>事者証明書</u> の所有及び		5無線従事者の従事事		5無線従事者の資格及	資格及び員数	.項目				
(A)		有口	備付け(注5)					講習の受講		監督の事実		在		従事の事実		資格名					無線局の種別	
	浦口	無口	有口	有口		浦口	П	十口		一	浦口	浦口		1				点検縮		3)		Í
		 	浦口			免除口	華	淮□		淮□		免除口		淮□		員数		部果				``
				<u> </u>	·	-	<u> </u>				l		l		<u> </u>	-			l	·		J

|別表第八号 点検結果通知書の様式(第21条関係)

法第10条第2項、第18条第2項及び第73条<u>第3項</u>の点検を<u>依頼した者あて</u>通知する登録点検結

(1枚目)

						辺														畑			0									_
	び保存	3 無線業務日誌の備付け、		2 無線局免許状の	1 時計の備付け	第2 時計及び書類	6 遭難通信責任者の配置	は主任講習の事実	5 主任無線従事者を選任し	は監督の事実	4 主任無線従事者を選任し	び当該証明の効力	3 船舶局無線従	乗	2 選任されてい	び員数	1 選任されてい	第1 無線従事者の資格及び員数	点検項	識別信号	点檢場所	点検年月日	の無線設備等の点検を行ったので、	登録検査等事業者等					又は予備免許を受けた者	点検を依頼した無線局の免許人		
		の備付け、記載内容及	. – –	無線局免許状の <u>備付け及び掲示</u> ¦	_		者の配置		皆を選任している場合		<b>者を選任している場合</b>	力	船舶局無線従事業者証明書の所有及		選任されている無線従事者の従事事		選任されている無線従事者の資格及	資格及び員数	項目					登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局					で者 宿て	司の免許人	点検結果	
記載内容	保存 有口	備付け、有口	掲示	備付け	_備仕け		配置 有口	年 月	講習の受講		監督の事実	効力 有口	所有 有口		従事の事実		資格名				免許番号(注3	無線局の種別	下表のとおり通知します。	Eする業務実施方	点検員の氏名	登録番号	の氏名又は名称(注1)	登録検査等事業者			通知書	
	浦口	淮口	有口	有口	有口		淮□	Ш	有口		一百	淮□	浦口		一一				点検結果		)		(注2	法書			(i)	卅				
		免除口	浦口	浦口	雏口		免除口	難	淮□		浦口		免除口		淮□		員数		無				2)	こ基づき 貴所属無								十二上
		<u>.</u>	<u> </u>		<u> </u>  -																1			線局			프					П
																																_

借				
	<u>示」とする。</u> [(2枚目)~(4枚目) 略]	_ <u>5 船舶局、無線航行移動局及び船舶地球局の点検の場合は、「備付け」とあるのは</u> .	街	4 その他の書類の備付け
傍線を付した標?		司の点検の場合!	ĬĬ	備付け書類
記部分を除く全体に付した傍		は、「備付け」とあるのは、	(日本工業規格A列4番)	現行化 されている ロ されていないロ
傍線は注		「揭	*)	
記である。	[(2枚目)~(4枚目) 同左]	<ul><li>(注1~4 同左]</li><li>(新設]</li></ul>	無	4 その他の書類の備付け
			Ü	備付け書類
			(日本工業規格 A列4番)	現行化 されている ロ されていないロ

(電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正)

第 五 条 電 波  $\mathcal{O}$ 利 用 状 況  $\mathcal{O}$ 調 査 等 に 関 する 省 令 伞 ·成十四 年総務省令第百十号) の一部を次のように

改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表により、 改正 前欄に掲げるその 標記部分に二重傍線を付した規定は、 これ を削 る。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。	[削る]	改正後
	ができない方法をいう。)により記録し、提出することができる。別に告示する電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識すること第九条 第五条の規定に基づき報告する書類のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が(電磁的方法により記録することができる提出書類)	改 正 前

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年三月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 こ の 省 令  $\mathcal{O}$ 施 行 の際現に 免許を受け ١ ﴿ る無線局 につ ۲, ては、 この省 令による改 で正後の 施行

規 則 第三十 八条 第 項 又 は第三項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か か わ . ら ず、 当 該 無 線 局  $\mathcal{O}$ 免 許  $\mathcal{O}$ 有 効 期 間 が 満 了 す る 日

までは、なお従前の例によることができる。